

千葉市公告第 4 5 5 号

制限付一般競争入札（電子入札）について次のとおり公告します。

令和 7 年 6 月 9 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 制限付一般競争入札（電子入札）に付する事項

（１）調達物品及び数量

ア ドラム他 1 点（中央区・美浜区直納分）	6 8 本他 1 点
イ ドラム他 1 点（花見川区・稲毛区直納分）	4 0 本他 1 点
ウ ドラム他 1 点（若葉区・緑区直納分）	7 0 本他 1 点

（２）調達物品の特質等

仕様書のとおり

（３）納入期限

令和 7 年 9 月 3 0 日

（４）納入場所

- ア 健康支援課他 1 9 か所
- イ 花見川区役所総務課他 1 3 か所
- ウ 加曽利貝塚博物館他 1 6 か所

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和 6 ・ 7 年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）所在地区分「市内」、企業規模「中小企業」、業種「文具・事務機器」、希望順位「第 1 希望～第 5 希望」で登録している者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
- イ 当該開札日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 6 0 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から開札日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に違反している者

（４）ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により参加できる者であること。

（５）公告日から遡って 5 年の間に、文具又は事務機器を納入した実績を有する者で

あること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班

電話 043-245-5089

4 入札参加手続

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請期間内に、前記3へ電子入札システムにより提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由により、電子入札システムを利用できない者は、前記3へ問い合わせること。紙入札が認められた場合は、前記3より紙入札方式参加申請書を電子メールにより送付するため、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールにより、次の提出資料とあわせて、入札参加申請期間内に前記3へ提出すること。

(1) 入札参加申請期間

公告の日の翌日から令和7年6月16日（月）午後5時まで

(2) 提出資料

公告日から遡って5年の間に、文具又は事務機器を納入した実績を証する契約書等（写）

5 仕様書等の配布

ちば電子調達システムの入札情報サービスからダウンロードすること。

6 入札及び開札等

(1) 入札期間

令和7年6月17日（火）午前9時から令和7年6月24日（火）午前11時まで（電子入札システムの運用時間内に限る。）

(2) 入札方法

総価で行う。入札内訳書を添付し、前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(3) 辞退

入札参加者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、入札辞退届を前記3へ電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札保証金 免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(5) 無効又は失格となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 電子入札約款（平成24年4月13日施行）第7条各号に該当する入札は、無効とする。

イ 電子入札約款第8条各号に該当する入札は、失格とする。

ウ 入札約款第6条において無効と定める入札は、無効とする。

エ 指定した入札内訳書を使用しない場合は無効とする。

(6) 開札日時及び開札場所

令和7年6月24日(火) 午後1時頃 千葉市役所6階入札室

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。その者の入札参加資格の確認の結果、入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定する。

落札候補者において入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として入札参加資格の確認を行う。以下、落札候補者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

(8) 落札決定通知

落札者を決定後、速やかに、電子調達システムの落札者決定通知書により、入札参加者すべてに通知する。

(9) 入札参加資格確認結果通知

落札者に対する入札参加資格確認の結果は、落札者決定通知をもって代えるものとする。また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認結果通知書(千葉市一般競争入札による物品調達実施要領様式第2号)を電子メールにより送付する。

(10) 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

ア 再度入札の回数は、2回とする。

イ 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

ウ 再度入札の通知は、前回の入札において有効な入札をした者に対し、電子入札システムの、再度入札の期間及び開札の日時を記載した「再入札通知書」及び「再入札通知書到着のお知らせ」の電子メールにより通知する。

7 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(2) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、千葉市財政局資産経営部契約課で閲覧できる。

(6) 詳細は、入札仕様書による。